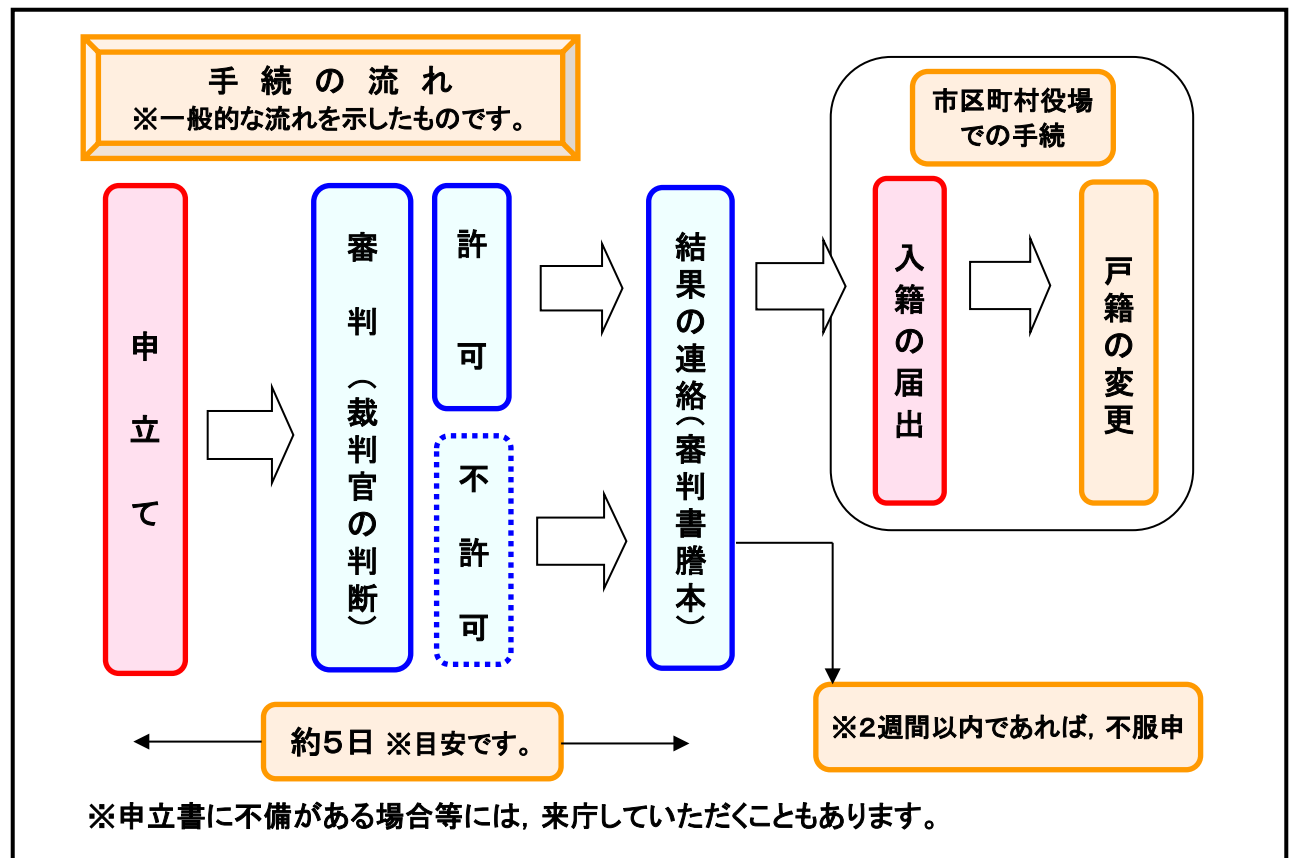


「子の氏の変更」の手続とは・・・

離婚すると、母(又は父)と子の戸籍は別々になります。そのため、母(又は父)と子の戸籍を同じ戸籍にしたいときは、裁判所で許可を得てから、市区町村役場に入籍の届をしなければなりません(民法791条1項)。その裁判所の許可を得る手続が「子の氏の変更」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	子(子が15歳未満のときは、子の法定代理人(親権者など)が代理して行います。)
申立てをする裁判所	子の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	☐ 子1人につき 収入印紙 800円分 ☐ 連絡用の郵便切手 82円1枚 (即日審判の場合は、不要)
申立てに必要な書類	☐ 申立書 1通 ☐ 戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通 ☐ 子のもの ☐ 母(又は父)のもの (離婚の場合、離婚の記載のあるもの) ※そのほか書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 子どもの戸籍を変更したいときは、だれが手続をすればよいのですか？

お子さんが15歳以上であれば、お子さん本人が、15歳未満のときは、お子さんの法定代理人(通常は親権者になります。)が代わりに手続をすることになります。

Q2 申立てをした日に入籍の届出を済ませたいのですが、その日に審判書謄本を受け取れることはできますか？

名古屋家庭裁判所(本庁)では、「子の氏の変更」の手続について、適法な申立てで、当日申立人(15歳未満の場合は、法定代理人(親権者など))本人が来庁し、添付書類等も揃っているものは、申し立てたその日に裁判官が審理、審判をする即日審判という取扱いをしています。午前9時から午前11時までに受付をしたものは午後0時に、午前11時から午後0時、午後1時から午後2時までに受付をしたものは午後3時に、それぞれ審判書謄本を交付する予定にしています。ただし、事案によっては、その日のうちに審判ができないこともありますので、ご了承ください。

Q3 子どもの戸籍(氏)を母の戸籍(氏)に変更しようと戸籍を取ったところ、親権者が父になっていました。どうしたらよいのですか？

この場合、親権者を父から母に変更する手続(「親権者の変更」といいます。)をしてから、「子の氏の変更」の手続を行うことが多いようです。

なお、親権者を変更しない場合、「子の氏の変更」の手続は、お子さんが15歳未満であれば、法定代理人(親権者)である父がお子さんの代わりに行い、お子さんが15歳以上であれば本人が行うことになります。

Q4 子の氏の変更により母の戸籍に入籍するのに、父の同意は必要ですか？

手続をする人はQ1のとおりであり、申立てに当たって、父の同意は特に必要ありません。ただし、すでに母の戸籍に入っている人がいる場合には、その方の意見を確認する場合があります。

Q5 許可になったときは、どのような手続をすればよいのですか？

お子さんの戸籍を変更するには、市区町村役場に届出をすることが必要になりますので、お子さんの本籍地又は住所地の役場に入籍の届出をしてください。届出に当たっては、審判書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)